

厚生労働省からのお知らせ

対象

すべての
医療機関

届出時期

診断後7日以内

迅速な行政対応に資するため
麻しんについては

24時間以内

を目処にお願いします。

届出場所

最寄りの
保健所

麻しん・風しん患者全員について
発生状況を報告していただくよう
お願いします。

平成20年1月1日から、
すべての医療機関より

麻しん・風しん
排除にむけて

平成19年、10代及び20代を中心に行きが生じ、多数の学校が休校処置を行うなど社会的混乱がありました。世界保健機関は、日本を含む西太平洋地域において、2012年までに、この地域から麻しんを排除する目標を定めており、我が国でもその目標に向け、厚生労働省は追加接種を実施するとともに、感染症法施行規則を改定。麻しん及び風しんの発生状況を、現行の定点報告から全数報告に変更すること、麻しん排除に資する正確な情報の把握に取り組みます。

●届出のために必要な要件／臨床診断のみでも届出対象です。届出後であっても、できるだけ検査診断を実施し、保健所へ追加報告していただくようお願いします。

■麻しん

検査診断例 届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

臨床診断例 届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

■修飾麻しん

検査診断例 届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

■風しん

検査診断例 届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

臨床診断例 届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

●届出に必要な臨床症状

麻しん	風しん
麻しんに特徴的な発疹	全身性の小紅斑や紅色丘疹
発熱	発熱
咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状	リンパ節腫脹

●届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血液 髄液
抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転または抗体価の有意の上昇)	血清

平成20年4月1日から、麻しんワクチンを1回しか受けていない世代に対して補足的接種として2回目の接種機会(中1(12~13歳)・高3(17~18歳)に相当する年代の者を対象)を設けることとなります。